平成２３年（フ）第２４１号
群馬県前橋市元総社町２丁目４番地６原澤貸住宅南東棟、開始決定時の住所群馬県渋川市北橘町真壁1341番地５
破産者　栗山　京子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１２号
群馬県前橋市三俣町１丁目１番地４
破産者　有限会社アース
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２４号
群馬県吾妻郡中之条町大字横尾180番地の１
破産者　牛木　隆雄
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３０号
さいたま市岩槻区大字南下新井406番地の141
破産者　株式会社マルゴ
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９４号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸200番地33
破産者　有限会社プログレス
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０５号
埼玉県上尾市大字原市1423番35
破産者　有限会社アキヤマ
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
千葉県木更津市中央３丁目８番16号
破産者　有限会社鶴岡モータース
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２３号
（最後の住所）大分県杵築市大字杵築749番地６、開始決定時の住所大分県杵築市大字守江1437番地８
破産者　被相続人髙橋里義相続財産
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第７８１号
北九州市小倉北区白萩町５番20号
破産者　有限会社彦田内装
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５７号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1317番地９
破産者　赤城コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８１５号
札幌市西区発寒11条３丁目５番35号
破産者　株式会社アンセット
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５６号
札幌市中央区宮ヶ丘３丁目３番８号　神宮ハイツ１階
破産者　株式会社Ｎ・Ｆ・Ａ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１６号
宮城県大崎市古川旭５丁目３番２号
破産者　株式会社丸真
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
秋田県能代市落合字下谷地291番地、商業登記簿上の本店所在地秋田県能代市字仙遊長根29番地の３
破産者　五十嵐産商株式会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第３００号
福島県郡山市図景２丁目１番11号
破産者　株式会社セレコム
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
埼玉県戸田市笹目南町９番２号
破産者　東洋研磨株式会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
川崎市川崎区大島上町18番３―301号
破産者　有限会社旭サービス
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８９４号
名古屋市中村区森末町３丁目60番地
破産者　株式会社アイテックス
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１６号
名古屋市西区城西町１番地
破産者　株式会社ケーアールケー
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０９号
大阪市旭区生江２丁目10番４号
破産者　株式会社富興産
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２４号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目41番６号
破産者　株式会社サロンドとむ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９２０号
大阪市北区東天満２丁目10番14号
破産者　アイ・フュージョン株式会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部